

平成 2 4 年 5 月 臨時会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 4 年 5 月 9 日 開会

河 合 町 議 会

平成24年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（5月9日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	7
○開議の宣告.....	7
○町長のあいさつ.....	7
○会議録署名議員の指名.....	8
○会期の決定.....	8
○日程の追加.....	9
○議長の辞職.....	9
○日程の追加.....	10
○議長の選挙.....	10
○日程の追加.....	13
○副議長の辞職.....	13
○日程の追加.....	14
○副議長の選挙.....	14
○日程の追加.....	16
○各常任委員会の委員の選任.....	17
○日程の追加.....	18
○議会運営委員会の委員の選任.....	18
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	19
○議案第21号、承認第1号から承認第6号までの上程、説明.....	20

○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	24
○承認第 1 号の質疑、討論、採決.....	24
○承認第 2 号の質疑、討論、採決.....	28
○承認第 3 号の質疑、討論、採決.....	29
○承認第 4 号の質疑、討論、採決.....	29
○承認第 5 号の質疑、討論、採決.....	31
○承認第 6 号の質疑、討論、採決.....	31
○閉会の宣告.....	32
○署名議員.....	33

河合町告示第7号

平成24年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年 4月26日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成24年5月9日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第21号 河合町一般会計補正予算について

承認第1号 専決処分を求めることについて

(平成23年度河合町一般会計補正予算)

承認第2号 専決処分を求めることについて

(平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算)

承認第3号 専決処分を求めることについて

(平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算)

承認第4号 専決処分を求めることについて

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

承認第5号 専決処分を求めることについて

(河合町税条例の一部改正)

承認第6号 専決処分を求めることについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

平成 2 4 年 5 月 9 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

平成24年第1回(5月)河合町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成24年5月9日(水)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第21号 平成24年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度河合後期高齢者医療制度特別会計補正予算)
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例一部改正)
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会の委員の選任

出席議員（13名）

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東 正次	総務部次長	竹田裕昭
まちづくり 推進部次長	梅本英則	教育部次長	井筒 匠
政策調整課長	澤井昭仁	財政課長	福井敏夫
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
住民福祉課長	大西孝幸	健康福祉課長	杉本正範
社会福祉 協議会課長	門口光男	スポーツ文化 振興課長	大平謙治
住民生活課長	津田浩二	環境衛生課長	木村光弘
まちづくり 推進課長	堀内伸浩	地域活性課長	山本孝典
上下水道課長	石田英毅	教育総務課長	御輿善弘
生涯学習課長	上村欣也		

会議に従事した事務局職員

局 長 増 田 善 紀

主 事 堀 内 一 憲

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（中尾伊佐男） 本日、告示第7号をもって平成24年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成24年第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（中尾伊佐男） これより、本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（中尾伊佐男） 町長、招集のあいさつを登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成24年第1回臨時会を招集いたしましたところ、全員、元気でお揃いいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

本日は議案第21号の1議案と承認第1号から6号までの6承認、計7案件を上程させていただいております。

慎重なるご審議、またご決定をいただきますことをお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中尾伊佐男） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において指名します。
よって、指名議員には1番馬場千恵子議員、2番杵本光清議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（中尾伊佐男） 日程第2、会期の決定を議題とします。
4月26日に議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より会期等について報告を願います。
- 7番（西村 潔） 議長。
- 議長（中尾伊佐男） 西村議員。
- 7番（西村 潔） 去る4月26日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。
会期は本日1日限りといたします。
議案につきましては、議案第21号の1議案、承認第1号から第6号までの6承認を本日上程し、逐条審議いたします。
以上、報告を終わります。
- 議長（中尾伊佐男） お諮りします。
会期等については、ただいまの委員会報告どおりに決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。
よって、会期は委員長の報告どおり、本日一日限りとします。
暫時、休憩いたします。休憩後、議長を交代します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時07分

○副議長（森尾和正） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（森尾和正） ただいま中尾伊佐男議長より、一身上の都合により、本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

なお、中尾議長におかれましては、除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされています。

◎議長の辞職

○副議長（森尾和正） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、中尾伊佐男議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、中尾伊佐男議員の議長辞職の件は許可することに決定しました。

中尾伊佐男議員の入場を許可します。

（10番 中尾伊佐男 入場）

○副議長（森尾和正） 中尾伊佐男議員には議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○10番（中尾伊佐男） 議長。

○副議長（森尾和正） はい、中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） 皆さん、この一年間、厚いご支援・ご協力いただきまして、無事議長の責務を終えました。ありがとうございます。

これからは、町の発展、また繁栄のために住み良い夢のある河合町のために尽くしますので、よろしく願います。

終わりに一言、この一年間、私の大好きな詩人相田みつをの言葉を踏まえて議長の席を務めました。その一言だけ、「批判はしたけれど自分にできるだろうか、批判はしたけれど自分にできるだろうか」という、議員としてまた人間としてこの言葉を大事にしております。

ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（森尾和正） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（森尾和正） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は指名推薦あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（森尾和正） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岡田康則議員、谷本昌弘議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○副議長（森尾和正） 念のため申し上げます。

記入は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（森尾和正） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票願います。

なお、白票は無効であります。

それでは投票をお願いします。

（投票）

○副議長（森尾和正） 投票もれはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

岡田議員、谷本議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○副議長（森尾和正） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち池原真智子議員12票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3.25票です。

したがって、池原真智子議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました池原真智子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○副議長（森尾和正） それでは、池原真智子議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○議長（池原真智子） はい。

○副議長（森尾和正） 池原議員。

（新議長 池原真智子 登壇）

○議長（池原真智子） 私に、こんなに多くの議長へのご推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。なにぶん、未熟な私でございます。この一年、議長としての任務を全うしようとするれば同僚議員の皆さん、そして理事者の皆さんのご協力・ご支援がなければ全うすることができないというふうに思います。是非とも、私、立派とは申しませんが、つつがなく議長の任を果たせるよう皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○副議長（森尾和正） 池原議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（池原真智子） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長（池原真智子） 再開します。

◎日程の追加

○議長（池原真智子） ただいま森尾和正副議長より、一身上の都合により、本日付をもって副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

なお、森尾副議長におかれましては、除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされています。

◎副議長の辞職

○議長（池原真智子） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、森尾和正議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、森尾和正議員の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

森尾和正議員の入場を許可します。

（5番 森尾和正 入場）

○議長（池原真智子） 森尾和正議員には副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任のあいさつを登壇の上願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 一年間、皆様の温かいお心、ご協力で一年間、無事に副議長の席を務めさせていただきました。この場をもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、一議員になっても河合町の発展のために、皆様ともに一生懸命頑張っていくつもりです。今後、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（池原真智子） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（池原真智子） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推薦、あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 投票の発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（池原真智子） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岡田康則議員、谷本昌弘議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(池原真智子) 念のため、申し上げます。

記入は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(池原真智子) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票願います。

なお、白票は無効であります。

それでは、投票をお願いします。

(投票)

○議長(池原真智子) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

岡田議員、谷本議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(池原真智子) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち疋田俊文議員11票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、疋田議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました疋田議員が議場におられますので、会議規則第32条

第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(池原真智子) 正田議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(8番 正田俊文 登壇)

○副議長(正田俊文) はい、議長。

○議長(池原真智子) はい、正田議員。

○副議長(正田俊文) ただいま、選挙によりまして副議長にさせていただきます、ありがとうございます。

河合町住民、また理事者の皆さん、また議員の皆さんのパイプ役としていく所存でございます。また議長の補佐役として、しっかり支えていく所存でございます。議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(池原真智子) 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長(池原真智子) 再開します。

◎日程の追加

○議長(池原真智子) お諮りします。

各常任委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任についてを、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（池原真智子） 追加日程第5、各常任委員会の委員についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長（池原真智子） 再開します。

それでは指名を行います。

総務常任委員会の委員として、馬場千恵子議員、吉村幸訓議員、岡田康則議員、池原真智子議員、西村潔議員、以上5名。

厚生常任委員会の委員として、森尾和正議員、谷本昌弘議員、中尾伊佐男議員、弓戸猛議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、杵本光清議員、疋田俊文議員、岡井誠也議員、辻井賢治議員、以上4名。

ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく、お願いします。

次に、各委員が選任されましたので各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長（池原真智子） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に岡田康則議員、副委員長に吉村幸訓議員。

厚生常任委員会委員長に森尾和正議員、副委員長に弓戸猛議員。

経済建設常任委員会委員長に岡井誠也議員、副委員長に杵本光清議員。

以上のとおり選任されました。

◎日程の追加

○議長（池原真智子） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（池原真智子） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議長（池原真智子） 再開します。

それでは、指名を行います。

議会運営委員会の委員として、吉村幸訓議員、岡田康則議員、森尾和正議員、谷本昌弘議員、中尾伊佐男議員、岡井誠也議員、以上6名であります。

ただいま指名しましたとおり選任したいと思います。ご異議ございませんか。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしくお願ひします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○議長（池原真智子） 再開します。

ただいま、議会運営委員会において選任されました同委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長には谷本昌弘議員、副委員長には中尾伊佐男議員、以上の方々が選任されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長（池原真智子） 再開します。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（池原真智子） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(池原真智子) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案第21号、承認第1号から承認第6号の上程、説明

○議長(池原真智子) それでは、理事者の方より、議案第21号の1議案及び承認第1号から第6号までの6承認について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長(荒木光義) 議長。

○議長(池原真智子) はい、副町長。

(副町長 荒木光義 登壇)

○副町長(荒木光義) それでは、平成24年5月臨時会に上程いたしました議案第21号の1議案、承認第1号から承認第6号までの6承認、合計7案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第21号 平成24年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を60億6,127万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

8款消防費、1項消防費では127万4,000円で、内容につきましては消防団員退職報償金となっております。

次に歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

18款繰越金、1項繰越金で42万5,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で84万9,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出127万4,000円の増額補正となっております。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました平成23年度河合町一般会計補正予算についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出からそれぞれ2,235万円を減額し、歳入歳出予算総額を65億3,655万円とするものでございます。

第2条 繰越明許費の補正につきましては4ページをお開き願います。

防犯灯省エネ型照明器具改修事業費920万8,000円を追加するものでございます。

第3条 地方債の補正につきましては、5ページをお開き願います。

このことにつきましては、臨時財政対策債の借入限度額を票のとおり定め、起債の限度額を6億5,016万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。16ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では財政調整基金費で、財源調整により2,235万円の減額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。10ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税で、2,400万円の減額。

同じく4項町たばこ税で、2,756万9,000円の増額。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税で、45万円の減額。

同じく2項自動車重量譲与税で、130万4,000円の増額。

3款利子割交付金、1項利子割交付金で329万3,000円の増額。

4款配当割り交付金、1項配当割り交付金で、194万2,000円の増額。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金で、53万1,000円の減額。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金で、267万4,000円の増額。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金で、43万7,000円の増額。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金で、315万1,000円の減額。

9款地方交付税、1項地方交付税で、4,159万8,000円の減額。

15款財産収入、2項財産売払収入では、1,870万4,000円の減額。

款20町債で、1項町債で、1,913万5,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出2,235万円の減額補正となっております。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

第1条 保険事業勘定の繰越明許費の補正につきましては、介護保険システム改修事業費として286万円を追加するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ698万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億4,662万7,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金で、698万7,000円の増額で、保険料増収に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で、698万7,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出698万7,000円の増額補正となっております。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

内容につきましては、平成24年4月1日付けの人事異動に伴い「理事」を廃止し、新たに「総括部長」を設置したことによります別表第2、級別職務分類表の改正でございます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました河合町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことに伴う改正するものでございます。

1点目の固定資産税の改正につきましては、平成21年度から平成23年度の仕組みを、平成24年度から平成26年度まで継続する年度更新でございます。ただし、住宅用地の負担調整措置による措置特例は廃止となるものでありますが、平成25年度までは住宅用地について、措置特例を存置する経過的措置を規定するものでございます。

また、附則第10条の2につきましては、公害防止の観点から設置した下水道除害施設及び都市部の浸水被害を防止する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の軽減措置を追加するものでございます。

2点目は、公益法人制度改革に伴う特定移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置を追加するものでございます。

3点目は、東日本大震災による住宅が滅失し、または現状回復が困難で居住できなくなった居住財産の敷地の譲渡所得の特例に係る譲渡期限を、震災のあった日以降7年を経過するまで延長する規定を追加するものでございます。

4点目は、東日本大震災により家屋が居住の用に供することができなくなった場合、また住宅の購入、または家屋の増改築等により、平成25年12月31日までの間に住宅を再取得した場合の住宅ローン控除の特例を適用できる規定を追加するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第36条の2第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、東日本大震災により被害を受けた居住用家屋が消失したことによる地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の改正であります。

内容につきましては、従来は居住用財産に居住しなくなった日から3年を経過する日の属する12月31日までに譲渡した場合、3,000万円の特別控除が認められておりますが、この特

別控除適用期間を3年から7年に延長し、引き続き被災者支援を図るものでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、上程いたしました7案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第3、議案第21号 平成24年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、議案第21号 平成24年度河合町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（池原真智子） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 歳入のところでお聞きいたします。

2ページの財産収入のところについて、減額1,800万円ほどになってますけれども、この中身について説明お願いしたいと思います。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） はい、総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 財産収入の減額についてでございますけれども、まず分譲宅地収入ですけれども、当初1,400万円を計上しておりましたけれども、内容といたしましては西穴闇地内の分譲宅地2区画で、その内1区画、818万円が売却できました。残りました1区画の581万2,000の減額でございます。

次に町有地の売払い収入でございますけれども、当初1,442万4,000計上しておりましたけれども、内容といたしましては町有地の売払い、今回、川合地内が100万8,000円、それから葉井地内で52万4,000円、合計153万2,000円の売却ができました。その差額1,289万2,000円の減額でございます。以上です。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（池原真智子） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） これは予定していた土地で、まだ売れていない土地があるのか、それとも予定してた金額よりも安く売れたのかお聞きします。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） はい、総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） まず予定しておりました土地につきましては、測量、それから境界等いろいろ時間を要しましたので、売りに至ることができませんでした。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（池原真智子） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 4ページの繰越明細費、防犯灯省エネ型照明器具改修事業、この事業のくわしい説明をお願いいたします。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（池原真智子） はい、安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 当該工事につきましては、平成24年3月8日に契約を締結いたしております。3月27日までに838本の施工が完了いたしました。出来高払いを行っておりますが、残る571本につきましては年度内完了が困難となりましたので、工期延長措置を取ると同時に予算を繰越し、対応させていただくというかたちでございます。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） これは決算に向けての調整という意味合いがあると思うんですけども、収入の面で質問したいことが2つあります。

まず地方交付税、特別交付税と普通交付税、2つの税収の中で普通交付税がマイナス、特別交付税がプラスということになっています。5年間の人口減少によって交付税が少なくなってきたという報告を受けてるんですけど、ここの内容についてこういうかたちになった理由について教えてください。

それから、先ほど土地の売却について質問があったんですけど、現実的に売る手続きについて、売れなかったことについて町としてどのように考えているのか。例えば競売をして売るとかあるわけですが、競売してもオークションにかからない、誰も応札しないということもあるんですけども、この土地についてはどのような考え方で売ろうとしているのか教えてください。

○財政課長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、財政課長。

○財政課長（福井敏夫） 普通交付税の減額の理由についてお答えさせていただきます。

普通交付税につきましては、国勢調査人口、これに伴う増減というのが大きゅうございます。今般、23年度の普通交付税の算定におきましては平成22年度の国勢調査人口、これをベースに算定されたところでございます。そういうところから、それまでの平成17年度国勢調査人口から平成22年度国勢調査人口におきまして、マイナス947人の人口減がございました。その影響から大きく減少になったものでございます。

○総務部次長（竹田裕昭） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 土地の売却手段でございますけども、基本的には公売を考えてお

ります。ただ、土地の売却につきまして狭小の小さい土地、もう利用価値のない土地につきましては隣地払下げということも考えております。今回の土地につきましては、公売を考えておりました。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） 公売と考えているということですが、例えば、これは過去何年間にわたって公売のほうに出してきたのかどうか。これから公売する時の価格とか、どういう考え方でされるのかですね。例えば、評価額を決定する上で、売れるか売れないかは確かにマーケットの問題もあるんですけど、そういう価格の問題で売れないのかどうかということについて、町としてどのように考えているのか、そこをお聞かせください。

○総務部次長（竹田裕昭） 議長。

○議長（池原真智子） はい、総務部次長。

○総務部次長（竹田裕昭） 今回の土地につきましては、まだ公売には出しておりません。今後公売には出していく予定ですが、価格のつけ方につきましては、鑑定価格ということの基本にしております。今後もそのようにしていきたいと考えております。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第1号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 多数であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町一般会計補正予算）は、承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） 介護保険事業システム改修事業ということで、繰越しになるということですけど、もう一度確認しますが、この介護保険のシステムの改修内容の概要と、これを開発する上で繰越しせざるを得ないという状況について説明をお願いします。

○福祉政策課長（杉本正範） 議長。

○議長（池原真智子） はい、福祉政策課長。

○福祉政策課長（杉本正範） 改修内容ですけども、主なところでは受給者台帳の変更、画面とか帳票の変更です。それと保険料の算定方法の見直しのところの改修でございます。繰越の原因といたしましては、国の改正の詳細が出てくるのが遅くなりまして、業者のほうもそれに伴って開発が遅れております。それによりまして、繰越をさせていただいております。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算）は、承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算）は、承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（池原真智子） 西村議員。

○7番（西村 潔） この4月から人事異動で総括部長というのに改められているわけですが、この機能的にせざるを得ない理由ですね。理事という言葉が古臭いのかどうかわかりませんが、町としてどのように考えておられるのか説明をお願いしたいと思います。

○政策調整課長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、政策調整課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議員おっしゃっているとおり、従来は理事という職を設けておりまして、各部長、そして他の理事との連絡調整という役割を担っていました。しばらく空席であったんですけども、今回理事ということで、理事の場合はその下に部長がいるという想定の下での理事という職の名前を付けたんですけども、今回の総括部長というのは、その部長という職を持ちながら他の総括部長、あるいは部長との連絡調整をするという役職ということで総括部長ということで、理事を削して総括部長を設けました。

○7番（西村 潔） 議長。

○議長（中尾伊佐男） 西村議員

○7番（西村 潔） そうしますと給与に影響があるのかどうかですね、お答えいただけますか。まったく部長さんと同じ給与なのか、特別総括部長としての体系になるのかどうか。

○政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

○議長（池原真智子） 政策調整課長。

○政策調整課長（澤井昭仁） 給料表は従来の理事の給料表になります。また管理職手当につきましても、従来の理事の管理職手当ということで、給料については上がります。

○議長（池原真智子） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（池原真智子） 多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（池原真智子） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

これより承認第6号の採決を行います。

本件を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（池原真智子） 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（池原真智子） お諮りします。

以上で、今期臨時会に付議されました案件はすべて議了しました。

これをもって会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第1回臨時会はただいまをもちまして閉会することに決しました。
ありがとうございました。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 池原真智子

前 議 長 中尾伊佐男

前 副 議 長 森尾和正

署 名 議 員 馬場千恵子

署 名 議 員 权本光清